

介護保険による訪問看護利用料、その他の費用の額

基本利用料

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞ ※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,240	324	648	972
20分以上30分未満	4,866	487	974	1,460
30分以上1時間未満	8,502	851	1,701	2,551
1時間以上1時間30分未満	11,649	1,165	2,330	3,495

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上	3,084	309	617	926
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2,771	278	555	832

加算料金 地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時訪問 看護加算	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合(1月につき)	5,981	599	1,197	1,795
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646	265	530	794
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,188	419	838	1,257
複数名訪問 加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,094	210	419	629

	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,303	331	661	991
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,126	313	626	938
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,210	521	1,042	1,563
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,605	261	521	782
初回加算	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合 (1月につき)	3,126	313	626	938
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	20,840	2,084	4,168	6,252
退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合 (退院又は退所につき1回) ※特別な管理が必要な利用者は2回まで	6,252	626	1,251	1,876
看護介護職員連携強化加算	訪問看護師が、訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2,605	261	521	782
看護体制強化加算(Ⅰ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	6,252	626	1,251	1,876
看護体制強化加算(Ⅱ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	3,126	313	626	938

サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62	7	13	19
--------------	---------------------------	----	---	----	----

介護保険による介護予防訪問看護の利用料

基本利用料

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞ ※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,126	313	626	938
20分以上30分未満	4,668	467	934	1,401
30分以上1時間未満	8,200	820	1,640	2,460
1時間以上1時間30分未満	11,253	1,126	2,251	3,376

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上	2,980	298	596	894
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2,677	268	536	804

加算 ※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時介護予防訪問看護加算	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合(1月につき)	5,981	599	1,197	1,795
複数名訪問加算(I)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646	265	530	794

	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,188	419	838	1,257
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,094	210	419	629
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,303	331	661	991
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,126	313	626	938
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,210	521	1,042	1,563
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,605	261	521	782
初回加算	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合（1月につき）	3,126	313	626	938
退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合（退院又は退所につき1回）※特別な管理が必要な利用者は、2回まで	6,252	626	1,251	1,876
看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合（1月につき）	3,126	313	626	938
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62	7	13	19

医療保険による訪問看護の利用料

基本利用料①（訪問看護基本療養費）

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 (同一建物居住者)	同一日に 2人まで	週3日目 まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目 以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に 3人以上	週3日目 まで	2,780	278	556	834
		週4日目 以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	入院中の外泊	8,500	850	1,700	2,550	

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化 型Ⅰ	12,400	1,240	2,480	3,720
		機能強化 型Ⅱ	9,400	940	1,880	2,820
		機能強化 型Ⅲ	8,400	840	1,680	2,520
		従来型	7,400	740	1,480	2,220
	2日目以降	2,980	298	596	894	

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費〔1〕		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費〔2〕		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は都道府県	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育諸学校	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療機関等	1,500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌朝6時)	4,200	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400

緊急訪問看護加算		2,650	265	530	795	
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560	
乳幼児加算		1,500	150	300	450	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350	
	看護補助者	3,000	300	600	900	
	看護 補助者	1日1回	3,000	300	600	900
		1日2回	6,000	600	1,200	1,800
1日3回以上		10,000	1,000	2,000	3,000	
24時間対応体制加算		6,400	640	1,280	1,920	
特別管理加算〔Ⅰ〕		5,000	500	1,000	1,500	
特別管理加算〔Ⅱ〕		2,500	250	500	750	
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400	
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600	
退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800	
在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600	
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750	

交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり50円を請求します。

交通費の種類		料金
交通費（1回につき）	通常の事業の実施地域	無料
	通常の事業の実施地域を越えた地点より片道1キロメートル当たり	50円
駐車代(コインパーキング)・有料道路代・電車代		実費相当額

キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。